

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 組合の名称

高松市大工町・磨屋町地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

変更前 平成31年3月22日から平成35年12月31日まで

変更後 平成31年3月22日から令和6年7月31日まで

3 施行地区

高松市大工町8番1、8番3、8番4、8番5、8番6、8番15、8番17、8番18、8番21、8番22、丸亀町13番1、磨屋町10番1、10番2、10番6

市道塩屋町錦町線の一部、市道丸亀町栗林線の一部、市道磨屋町103号線の一部、市道百間町102号線の一部

4 事務所の所在地

高松市丸亀町3番地13

5 設立認可の年月日

平成31年3月22日

6 事業計画の変更の認可の年月日

令和2年3月19日